

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度)

作成日 2021/10/6

最終更新日 2021/10/6

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人愛媛大学
法人の長の氏名		仁科 弘重
問い合わせ先		総務部総務課 (TEL:089-927-9011、E-mail: soumu@stu.ehime-u.ac.jp)
URL		https://www.ehime-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>経営協議会は、令和3年7月8日(木)に大学から書面により各原則等の適合状況について説明を受けました。その後、令和3年9月16日(木)開催の経営協議会にて、各委員からの意見に対する大学の考え方及び適合状況並び公表事項の確認などの審議を行いました。</p> <p>経営協議会は、愛媛大学が、国立大学法人ガバナンス・コードにすべて適合していることを確認しました。</p> <p>ガバナンス・コードへの適合状況の確認のみならず、引き続き、自ら強靱なガバナンス体制を構築し、経営機能を強化されることを期待します。</p> <p>改善工夫を必要とする次の意見については、今後の法人運営に適宜適切に反映されることを期待します。</p> <p>【個別意見と本学の考え方】</p> <p>全 般</p> <p>〔ご意見〕</p> <p>より分かりやすく具体的な表現に工夫・変更しており、ダイバーシティの確保対策など新たな取り組み内容についても、しっかりアップデートされている。(ただ、一方では、組織や手続等に関する部分を、あまり事細かに書き込み過ぎる必要はないように感じます。)</p> <p>〔本学の考え方〕</p> <p>ご確認いただきありがとうございました。</p> <p>昨年度の対応状況公表後、文部科学省から、(特定の大学名は挙げられておりませんが、)「適合していると報告しているものの、適合していると判断する根拠が曖昧であったり、適合状況が十分に説明されていない事例も比較的多く見られた」といった確認結果通知が、各国立大学宛てにございました。</p> <p>また、その通知において「各原則への適合あるいは実施していない状況を明確に説明している優れた事例」として示されたものを見ると、詳細を丁寧に表現することも求められております。</p> <p>これらのことも踏まえ、今回可能な範囲で、説明内容をより詳細に記載した部分もでございます。</p> <p>今後も、より分かりやすく具体的な表現になるよう工夫して参ります。</p>

〔ご意見〕

（補充原則 3-1-1④）に関し「参集会議ではほとんどの議題において報道機関にも公開」とあるが、除外される議題にはどのようなものがあるのか？との質問事項があるが）その他は、令和 2 年度版からの変更点も確認させていただき、概ね妥当であると判断する。

〔本学の考え方〕

ご確認いただきありがとうございました。

今後も、より強靱なガバナンス体制構築に努め、経営機能の強化を図って参ります。

原則 1-2, 補充原則 1-2③について

〔ご意見〕

第三者による評価、成果検証を含む自己点検評価に係る体制などの在り方を検討——とありますが、検討の方向性はどのようなものなのか教えていただきたい。

〔本学の考え方〕

第 4 期中期目標期間（令和 4～9 年度）においては、国立大学法人評価委員会による毎年度の年度評価が廃止されることに伴い、各法人（大学）においても、毎年度の年度計画の作成・提出、業務実績報告書の提出の義務付けが不要となる予定ですが、その分、大学における毎年度の自己点検評価が重要となります。

このことを踏まえ、文部科学省の国立大学法人評価委員会は、各法人（大学）に対して、中期目標・中期計画に基づく自己点検・評価及び情報提供の充実・強化を求めており、文部科学大臣が各法人に提示した中期目標大綱においても、各法人に対して、外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化することを求めています。

本学では、今後、年度末にかけて、上記制度改正や要請を踏まえ、評価の適切性と効率性をどのように両立させるかや、各種ステークホルダーを中心とする学外者からの視点を自己点検評価にどのように取り入れるかといった観点から、第 4 期中期目標期間における自己点検評価体制の検討を行う予定としています。

補充原則 1-3⑥について

〔ご意見〕

外部のプラットフォームと契約し、学術研究の成果・実績を海外に向けて積極的に発信——とありますが、具体的な反響や評価の事例があれば教えていただきたい。

〔本学の考え方〕

ご確認ありがとうございます。国内外の新聞社や雑誌社から問合せがあり、実際に紙面（Webを含む）に掲載された事例、国内外のセミナーや学会講演へ招待された事例、海外の大学の修士課程に在籍する学生から本学の研究室で研究したいという申出があり、現在、本学の博士課程への進学を視野に、受入を検討しているといった事例があります。このことから、外部のプラットフォームの活用は、学術研究の成果・実績に関する情報発信を海外に向けて行っていく上で有効な手段と評価しております。

原則 2 - 2 について

〔ご意見〕

「原則 2 - 2 役員・役員会の責務」におきまして、「理事・機構長会議」に関する記述がありますが、同会議は「審議機関ではなく、諮問会議の性格を有する」と言う認識で宜しいでしょうか。規程等が探せませんでしたので、お伺いするものです。

〔本学の考え方〕

「理事・機構長会議」は、「学長の補佐体制の強化を図るとともに、各種施策の企画及び立案を補佐する」ことを目的としております。会議は、学長、理事全員（6人）、4つの機構の長（うち3つの長は理事が兼務）、附属病院長、副学長（総務担当）の、計10人で構成しています。

したがって、ご指摘のとおり、本学の審議機関ではなく、諮問機関の意味合いを持った会議体です。

○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080>

なお、「理事・機構長会議」の記載はあるものの、上記設置要項の掲載ができていない他の原則等に、URLを追記しております。

補充原則 3 - 1 - 1①について

〔ご意見〕

「参集会議ではほとんどの議題において報道機関にも公開」とあるが、除外される議題にはどのようなものがあるのか？

〔本学の考え方〕

本学では、経営協議会について、平成22年度から、人事に関する事項を審議する場合と、特別の事情により議長が非公開相当と認める場合を除き、原則として公開することを申し合わせています。

非公開にしたものとしては、令和3年1月20日開催の経営協議会にて、議長から、「現時点で部外秘とする必要がある議題を取り扱うことから、本日の経営協議会は非公開で行う」旨発言して審議した次の二つの議題（当日の全ての議題）があります。

議題名 一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構の設立について

理 由 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、高知大学及び本学が設立時社員となって同機構を設立しようとしており、公表時期を他大学と揃える必要があったことから、非公開としました。（※令和3年3月18日に設立式を実施し記者発表の上公表済みです。）

議題名 国立大学法人ガバナンス・コードについて

理 由 約1か月後の令和3年2月末に公表予定であったこと、調整前の内容が含まれていたことから、非公開としました。（※令和3年2月26日に公表済みです。）

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>監事は、令和3年7月8日（木）に書面により各原則等の適合状況について説明を受けるとともに、年間を通して役員会、教育研究評議会や経営協議会などの重要会議に出席するほか、重要書類の回付等を通じて、実際の確認を行った。</p> <p>その結果、愛媛大学が、国立大学法人ガバナンス・コードに概ねすべて適合できていることを確認した。</p> <p>今後とも、ガバナンス体制のさらなる充実と効果的な運用を図るほか、社会との連携・協働に向けて、多様な関係者に応じた分かりやすい情報の公表に取り組むことを求めたい。</p> <p>改善工夫を必要とする次の意見については、今後の法人経営に適宜適切に反映し、各コードの趣旨に沿った更なる効果的な運用とその成果に期待したい。</p> <p>【個別意見と本学の考え方】 補充原則1-3⑥、補充原則1-4②、原則2-3-2について （人材の育成・確保関係） 〔ご意見〕</p> <p>ダイバーシティの推進については、学長をトップとする推進本部が設置されるなど体制が整備されているが、今後、具体的な仕掛けづくりや取組みを進めるとともに、ダイバーシティの確保を含めた人事方針の検討を期待する。</p> <p>事務系職員の人事・人材育成については、その実現に向けたビジョンや実施状況が十分に明らかにされておらず工夫を求めたい。</p> <p>また、外部人材の登用・確保についても、具体的な登用状況等が外部に十分伝わるよう改善が必要である。</p> <p>【本学の考え方】</p> <p>ダイバーシティの推進については、令和3年7月19日に「愛媛大学ダイバーシティ推進ステートメント」を策定、公表しました。具体的な仕掛けづくりと取組については、今年度より「学長戦略・若手教員等ポジティブ・アクション」などの事業を実施しており、今後も引き続き、より実効的な取組を検討、実施していく予定です。</p> <p>「事務系職員人事・人材育成ビジョン」においては、職員の採用、配置、育成等の人事マネジメントシステム、キャリアマップ等についても定めていますが、ご指摘のとおり、現在の記載内容では、求められる職員像のみを定めたものであるとの誤解を招く可能性がありますので修正しました。また、より透明性を高めるため、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」全体を公表することも検討しつつ、今後検討を進めて参ります。実現状況については、人事評価、スタッフポートフォリオ等により把握に努めています。</p> <p>外部人材の登用状況について、理事、副学長として3人、部長級職員として5人を登用していることから、ご意見を踏まえ、これら実人数を記載いたしました。また、今後、HP上でよりわかりやすく公表できるよう検討して行きます。</p> <p>基本原則4（第1段落）、原則4-1、補充原則4-1①について （広報関係） 〔ご意見〕</p> <p>多様なステークホルダーに対して分かりやすく効果的な公表を行い、透明性の確保を通して理解と協力を得るためには、大学の重要な規則集を含む「情報公開」、大学経営の全体像や今後の展開を伝える「ドット・イー・レポート」、教員の教育研究活動をまとめた「研究者要覧」等は特にステークホルダーからの関心が高いことから、何よりも利用者目線に立ち、ウェブサイト上でのアクセシビリティの向上や内容の充実をさらに図る必要がある。</p>
----------------	-------------	---

		<p>〔本学の考え方〕</p> <p>現行ウェブサイトの仕様では、全ての情報を縦糸として「愛媛大学について」「学部・大学院」「教育・研究」「地域・国際」「大学生活」「就職進路」に、横糸として「在学生・保護者」「卒業生」「企業・研究者」「地域・一般」にカテゴリ化しております。現在、今年度中の本ウェブサイトの全面リニューアルに向けて準備を行っており、今後、上記カテゴリ及び掲載事項等についても、見直しを含めた検討を進め、更なるアクセシビリティの向上を図りたいと考えております。</p> <p>それまでの対応としましては、「情報公開」へのトップページからのアクセスは最下部のバナーのみとなっているため、上部の「愛媛大学について」の中に掲載するよう変更しました。また、「教育研究者要覧」につきましては、「愛媛大学について」に並ぶ「教育・研究」の中にも掲載し、容易にアクセスできるよう工夫しております。「ドット・イー・レポート」は「愛媛大学について」の中の広報関連に出版物として整理しており、その項の最上部に掲載しております。</p> <p>また、ガバナンス・コードの適合状況の報告書において、情報提供の手段として多用されている「規則集」は、参照を容易にするため「愛媛大学について」の中の「ガバナンス・コードの適合状況」と同列（次項）に掲載するよう改善いたしました。</p> <p>なお、ドット・イー・レポートを活用した情報提供につきましては、今年度も作成に向け準備を進めています。掲載内容の見直し図とともに、新たに愛媛県下20市町の幹部職員を対象とした対話型の説明会を実施すべく検討を重ねており、本学の全容を伝える機会を設けることとしています。</p> <p>「教育研究者要覧」の研究分野一覧につきましては、科学技術振興機構（JST）が管理運営しているresearchmapの分類を用いております。大学の活動に対し、社会からの理解と支持を得るためには、利用者目線に立った更なる充実・工夫が欠かせないものと考えております。表示変更については、システム改修を要するため、たちまちの変更は難しいものの、今後のシステム改修の際、他大学の例等も参考にしつつ、更に具体的な研究分野を表示させるなど、充実・工夫を図りたいと考えております。</p> <p>補充原則4－1②について （教育成果関係） 〔ご意見〕</p> <p>教育の成果を示す愛大生コンピテンシーの習得状況については、外部からの理解と納得を十分に得るためには、学生による自己評価に加え、採用企業等における評価を更に充実させてセットで公表するなど、より客観性を持たせた成果として公表できるよう工夫をされたい。</p> <p>〔本学の考え方〕</p> <p>ご意見を踏まえて、記事を「本学学生を採用いただいた企業担当者による「愛大生コンピテンシー」習得に関する評価は、平成27年度85%から令和2年度92%に向上しています。」といたしました。</p> <p>教育の成果について、より客観性を持たせて公表するための工夫を今後も行って参ります。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>無し</p>

○この報告書に記載した資料名やURLは、報告書作成時点において根拠としたものです。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当無し

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>「ビジョン、目標・戦略の策定、及びそれらを実現するための道筋」については、本学は以下のとおり考えております。</p> <p>「学生中心の大学」「地域とともに輝く大学」「世界とつながる大学」を創造することを基本理念とし、かつ、そのための目標を定めた「愛媛大学憲章」を実現するために、国立大学法人法で定められた「中期計画」、「年度計画」を策定してきました。第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）においては、愛媛大学憲章の理念と目標を達成するための機能強化の方向性として、「地域を牽引し、グローバルな視野で社会に貢献する教育・研究・社会活動を展開する。」という「ビジョン」を掲げ、「ビジョン」を達成するための3つの「戦略」と、それぞれの「戦略」についての具体的な「取組」を設定して、法人経営を行っています。</p> <p>戦略1 地域の持続的発展を支える人材育成の推進 戦略2 地域産業イノベーションを創出する機能の強化 戦略3 世界をリードする最先端研究拠点の形成・強化</p> <p>多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請を把握するため、大学経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」（学外者11人及び学内者10人で構成）を通じて、学外有識者からの意見を聴取し、「中期計画」、「年度計画」や「戦略」、「取組」の策定に当たっています。</p> <p>取りまとめた「計画」や、「ビジョン」、「戦略」と具体的な「取組」等は、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>○愛媛大学憲章 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/charter/ ○業務の計画と評価に関する情報（「中期計画」、「年度計画」） https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/ （このうち、「国立大学法人評価」に掲載している「第3期中期目標期間の情報（H28～R3）」の「第3期中期計画」、令和3年度「年度計画」をご覧ください。） ○愛媛大学のVISION（3つの戦略及び具体的な取組を含む） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/vision/</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>目標・戦略の進捗状況と検証結果、改善結果等の公表として、「年度計画」においては、毎年度末、達成状況の自己点検評価を行い、その結果を「実績報告書」としてとりまとめ、国へ提出した後、公表しています。</p> <p>「中期計画」においても同様に、4年目終了時、6年目終了時の自己点検評価結果を「実績報告書」等としてとりまとめ、国等へ提出した後、公表しています。</p> <p>国の評価結果により、改善が求められた箇所については、次年度の「実績報告書」において、改善状況を記載することとしており、これについても、公表しています。</p> <p>○業務の計画と評価に関する情報（第3期中期目標期間の情報） https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/ （このうち、「国立大学法人評価」に掲載している「第3期中期目標期間の情報（H28～R3）」の「第3期中期計画」、各年度の「年度計画」、「業務の実績に関する報告書」及び「業務の実績に関する評価結果」をご覧ください。）</p> <p>「戦略」と「取組」については、毎年度、達成状況の自己点検評価を行うとともに、改善すべき内容がある場合には、その点も踏まえて記載し、国に提出しています。「戦略」と「取組」の進捗状況は、公式ウェブサイトにおいて公表するとともに、その評価結果については、国のウェブサイトにおいて公表されています。</p> <p>○愛媛大学のVISION（戦略及び取組の進捗状況を含む） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/vision/ ○国立大学法人運営費交付金の重点支援の評価結果について https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1417160.htm</p>

<p>補充原則 1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人法第11条において学長をはじめとする役員の職務及び権限が規定され、学校教育法第92条では学長、副学長等に関する職務が規定されています。経営及び教学運営双方の実施に係る各組織の権限と責任の明確化による経営体制に関しては、これら法令の規定に基づく職を含む国立大学法人愛媛大学の組織及び運営等に関する基本事項について、「国立大学法人愛媛大学基本規則」に規定しています。また、国立大学法人愛媛大学業務組織規程第7条別表により、各理事等が担当する主要業務及び各理事等を補佐しその命じられた業務を執行する大学の組織を置くことを明記しています。</p> <p>加えて、法人内の事務を組織的かつ能率的に処理するための「国立大学法人愛媛大学における委任に関する規程」、専決や代理決裁に関する「国立大学法人愛媛大学文書決裁規程」、会計事務における職務権限の委譲に関する「国立大学法人愛媛大学会計職務権限委譲規程」を定めています。</p> <p>これらにより、経営及び教学に関わる各組織等の権限と責任を明確化するとともに業務を詳細に具体化しており、法人経営及び教学運営をより自主的・自律的かつ戦略的に実行することができる体制を構築しています。</p> <p>○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033</p> <p>○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34032</p> <p>○国立大学法人愛媛大学における委任に関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34093</p> <p>○国立大学法人愛媛大学文書決裁規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34094</p> <p>○国立大学法人愛媛大学会計職務権限委譲規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34092</p>
<p>補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>総合的な人事方針（人的資源配分を含む。）については、「中期計画」において、教員の流動性の向上、優秀な人材の確保、女性教職員の管理職比率の向上（「中期計画」の目標値：10.0%に対し、令和3年5月1日現在：17.1%）、若手教員の活躍の場の全学的な拡大等の方針を定め、公表しています。</p> <p>ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事を行うため、大学教員にあっては、平成28年4月より、従前の定員管理を廃止し、人件費ベース（ポイント制）での管理を行う「教員人件費ポイント制」による全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理と戦略的な学内資源の再配分、若手教員及び女性教員の増員による人材の多様性確保の一環としての学長戦略・若手教員等ポジティブ・アクション事業の実施（令和3年度より）、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づく採用・配置を行っています。</p> <p>また、教員公募に当たっては、ダイバーシティの取組についても記載し、必要に応じ女性教員限定公募を行うなど、多様な人材の確保を行っています。</p> <p>なお、令和3年度より学長を本部長としてダイバーシティ推進本部（学長、ダイバーシティ担当副学長、女性未来育成センター長、障がい者雇用推進室長、高齢者雇用推進室長、人事マネジメント担当理事から構成）を強化し、その下にダイバーシティ推進協議会（学長、ダイバーシティ担当副学長、理事、機構長、学部長、連合農学研究科長、医学部附属病院長、女性未来育成センター長等から構成）を設置し、大学執行部と各部局が情報共有・協議を行うことにより、全学として更なるダイバーシティ推進を図るための体制を整備しており、ダイバーシティの更なる確保を主軸とした本学の今後の人事方針については、学長のリーダーシップの下、現在検討を行っています。</p> <p>○第3期中期計画（総合的な人事方針） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/cyukikeikaku3-2.pdf （このうち、「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「(1) 組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置」の「3」、「4」及び「5」をご覧ください。）</p> <p>○事務系職員人事・人材育成ビジョン（求められる職員像） https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/</p>

<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>法人の基本的な理念と目標を定めた「愛媛大学憲章」を踏まえつつ、国立大学法人法に定められた「中期計画」、「年度計画」を策定するとともに、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）における機能強化の方向性としての「ビジョン」を掲げ、それを達成するための3つの「戦略」と具体的な「取組」を設定し、法人経営を行っています。</p> <p>中期目標を達成するための計画として、運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金の収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画を策定し、「中期計画」にて公表しています。</p> <p>○第3期中期計画（収支見通しを含めた中期的財務計画） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/cyukikeikaku3-2.pdf 「(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」をご覧ください。</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	<p>更新あり</p>	<p><1-3⑥について></p> <p>経営及び教学運営に係る権限と責任の体制について、国立大学法人愛媛大学業務組織規程第7条別表に定め、各理事等が担当する主要業務及び各理事等を補佐し、その命じられた業務を執行する大学の組織を明記しています。当該規則は、公式ウェブサイトにおいて公表しています。</p> <p>総合的な人事方針については、国立大学法人法で定められた「中期計画」において、教員の流動性の向上、優秀な人材の確保、女性教職員の管理職比率の向上（「中期計画」の目標値：10.0%に対し、令和3年5月1日現在：17.1%）、若手教員の活躍の場の全学的な拡大等の方針を定め、公表しています。なお、令和3年度より学長を本部長としてダイバーシティ推進本部（学長、ダイバーシティ担当副学長、女性未来育成センター長、障がい者雇用推進室長、高年齢者雇用推進室長、人事マネジメント担当理事から構成）を強化し、その下にダイバーシティ推進協議会（学長、ダイバーシティ担当副学長、理事、機構長、学部長、連合農学研究科長、医学部附属病院長、女性未来育成センター長等から構成）を設置し、大学執行部と各部局が情報共有・協議を行うことにより、全学として更なるダイバーシティ推進を図るための体制を整備しており、ダイバーシティの更なる確保を主軸とした本学の今後の人事方針については、学長のリーダーシップの下、現在検討を行っています。</p> <p>また、事務系職員人事・人材育成の基本方針として、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」を策定し、主要な項目のひとつである「求められる職員像」について公表しています。</p> <p>中期的な財務計画についても、中期目標を達成するための計画として、運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金の収入・支出の見通しを含め策定しており、「中期計画」において公表しています。</p> <p>教育研究の費用及び成果については、事業報告書及び大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」において公表しています。また、財務諸表では学部・研究科別の教育研究の費用についても公表しています。</p> <p>なお、本学教員の教育研究活動等の業績については、「教育研究者要覧」を通じて社会に公表するとともに、学内の優れた研究成果を蓄積し、情報を発信するために、令和元年11月に愛媛大学研究成果ストックサイト（英語版、日本語版）を立ち上げています。さらに、外部のプラットフォーム（アメリカのEurekaAlert!、ヨーロッパのAlphaGalileo、アジアのAsia Research News）と契約し、各々の掲載基準を満たした学術研究の成果・実績を海外に向けて積極的に発信しています。</p>

- 国立大学法人愛媛大学業務組織規程（経営及び教学運営に係る権限と責任の体制）
<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34032>
- 第3期中期計画（総合的な人事方針、中期的な財務計画）
<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/cyukikeikaku3-2.pdf>
 （「総合的な人事方針」については、「II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の、「（1）組織の戦略的企画機能の強化に関する目標を達成するための措置」の「3）」、「4）」及び「5）」を、「中期的な財務状況」については、「（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」をご覧ください。）
- 事務系職員人事・人材育成ビジョン（求められる職員像）
<https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/>
- 管理運営・組織に関する中期目標・中期計画（参考）
https://www.ehime-u.ac.jp/overview/mid_term3/field5/
- 財務諸表（令和2年度）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_2.pdf
 （「学部・研究科別の教育研究の費用」については、「附属明細書」の「19.開示すべきセグメント情報」をご覧ください。）
- 事業報告書（令和2年度）
 （「教育研究の費用及び成果」については、「III財務諸表の概要」、「IV事業の実施状況」をご覧ください。）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_3.pdf
- 大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」
<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/>
 （教育研究の費用及び成果について全体を通して説明しています。）
- 愛媛大学教育研究者要覧（教育研究活動等の業績）
<https://yoran.office.ehime-u.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>
- 愛媛大学研究成果ストックサイト（優れた研究成果の蓄積、情報発信）
<https://research.ehime-u.ac.jp/ja/>

<補充原則4-1③について>

教育研究の費用及び成果（学部・研究科別を含む）、本学の活動状況及び資金の使用状況等については、事業報告書及び大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」において公表しています。

教育研究の費用（学部・研究科別を含む）、本学の資金使用状況等については、財務諸表及び中期目標期間毎に作成している財務報告書においても公表しています。

【教育研究の費用、資金の使用状況等について】

- 事業報告書（令和2年度）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_3.pdf
 ※該当部分：9ページ「III財務諸表の概要」以降
- 大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」
<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/>
 ※該当部分：24ページ「国立大学法人の会計について」及び25ページ「財務情報」
- 財務諸表（令和2年度）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_2.pdf
- 財務報告書（第2期中期目標期間）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/houkoku_4.pdf

【教育研究の成果、活動状況等について】

- 事業報告書（令和2年度）
https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_3.pdf
 ※該当部分：1ページ「Iはじめに」、18ページ「IV事業の実施状況」
- 大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」
<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/>
 ※該当部分：【24ページ「国立大学法人の会計について」及び25ページ「財務情報」】以外のページ

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営人材の育成方針の明確化として、「愛媛大学憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営の各理念の実現と個々の自己実現を目指した、執行部を含むすべての教職員のキャリアの各段階における能力開発の組織的な取組の総称」をSDの定義として公表しており、人権講習、管理職員研修、トップリーダー研修などの取組を行っており、執行部も参加対象としています。</p> <p>事務系職員人事・人材育成の基本方針として、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」を策定し、求められる職員像等について公表しており、その実現状況についてのフォローアップも行っています。</p> <p>副学長や学長特別補佐を、次代の経営を担う人材として育成するため、役員会や教育研究評議会の構成員に含めるなど、大学経営に係る経験を積ませています。</p> <p>事務系職員については、学長等が計画、戦略等の策定、実行、検証を適切に進められるよう設置している「経営情報分析室」及び「広報室」の室員に、課長級職員を任命することにより、大学経営の一端を担わせています。</p> <p>政策研究大学院大学主催の大学トップマネジメント研修（平成30年度まで）、国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（平成30年度から）、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）主催のトップリーダーセミナーといった、大学経営人材の育成を目的とした外部研修に、副学長や学長特別補佐を積極的に参加させ、人材育成に努めており、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップへの参加については、学長のリーダーシップの下、指名を行い、参加状況のフォローアップも行っています。</p> <p>事務系職員についても、国立大学協会主催の国立大学法人等部課長級研修、人事院主催の管理監督者研修といった、大学の幹部職員としての能力向上を図ることも目的とした外部研修に部長級、課長級の職員を積極的かつ計画的に参加させています。</p> <p>○教職員の能力開発（SD/FD）について https://www.ehime-u.ac.jp/overview/sdfd/</p> <p>○事務系職員人事・人材育成ビジョン（求められる職員像） https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/</p> <p>○愛媛大学役員会（役員会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72875/</p> <p>○愛媛大学教育研究評議会（教育研究評議会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72830/</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>理事（学長を補佐し、本法人の業務を掌理する：国立大学法人愛媛大学基本規則第 8 条）、副学長（学長を補佐し、学長から指示された重要な事項を処理する：同第10条）、学長特別補佐（学長が行う業務を補佐し、その円滑化を図る：同第11条）を学長が学内外から指名、任命し、法人の長である学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。</p> <p>長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組として、役員以外に、副学長、学長特別補佐は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会に評議員として出席し議決に加わっているほか、本法人の業務及び管理運営に関する重要事項の審議機関である役員会に出席し意見を述べる事ができることとしています。</p> <p>政策研究大学院大学主催の大学トップマネジメント研修（平成30年度まで）、国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（平成30年度から）、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）主催のトップリーダーセミナーといった、大学経営人材の育成を目的とした外部研修に、副学長、学長特別補佐を積極的に参加させることにより、人材育成に努めています。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等については、国立大学法人愛媛大学業務組織規程第 7 条別表に明記しており、規則集サイトにおいて公表しているほか、役員紹介サイトに掲載して公表しています。</p>

		<p>○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/officer/ ○愛媛大学役員会（役員会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72875/ ○愛媛大学教育研究評議会（教育研究評議会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72830/ ○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 ○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34032</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人愛媛大学基本規則第12条に基づき役員会を置き、国立大学法人法第11条第2項に定める業務及び管理運営に関する重要事項（中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項）を審議しています。役員会には、役員である学長及び理事のほか、監事、副学長、学長特別補佐及び医学部附属病院長が出席し、意見を述べるができることとしており、多様な観点から十分な検討・討議を行い、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。</p> <p>役員会は原則として毎月2度開催しているほか、必要に応じて適時開催しており、適時かつ迅速な審議を行っています。また、法人の機能強化等に向けた各種施策の企画及び立案に関する事、法人の課題への対策等に関する事など、重要事項については、学長、理事、機構長、附属病院長及び副学長（総務担当）の計10人から成る理事・機構長会議（原則、毎週開催）において情報共有や討議を行った上で役員会に付議しています。</p> <p>役員会の議事録には、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、本学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等の審議状況を記載しており、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 （第12条（役員会）の条項をご覧ください。） ○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080 ○役員会議事録 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/ （このURLから「>主要会議議事要旨>01_役員会議事要旨」に進んでください。）</p>

<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事を行うため、大学教員にあっては、平成28年4月より、従前の定員管理を廃止し、人件費ベース（ポイント制）での管理を行う「教員ポイント制」による全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理と戦略的な学内資源の再配分、若手教員及び女性教員の増員による人材の多様性確保の一環としての学長戦略・若手教員等ポジティブ・アクション事業の実施（令和3年度より）、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づく採用・配置を行っています。また、教員公募に当たっては、ダイバーシティの取組についても記載し、必要に応じ女性教員限定公募を行うなど、多様な人材の確保を行っています。</p> <p>なお、令和3年度より学長を本部長としてダイバーシティ推進本部（学長、ダイバーシティ担当副学長、女性未来育成センター長、障がい者雇用推進室長、高年齢者雇用推進室長、人事マネジメント担当理事から構成）を強化し、その下にダイバーシティ推進協議会（学長、ダイバーシティ担当副学長、理事、機構長、学部長、連合農学研究科長、医学部附属病院長、女性未来育成センター長等から構成）を設置し、大学執行部と各部局が情報共有・協議を行うことにより、全学として更なるダイバーシティ推進を図るための体制を整備しており、ダイバーシティの更なる確保を主軸とした今後の人事方針については、学長のリーダーシップの下、現在検討を行っています。</p> <p>他の教育研究機関等及び産業界等外部の経験と知見を有する人材を積極的に発掘し、理事、副学長（3人）及び部課長級職員（5人）として登用することにより、財務、法務、組織改革、社会連携等の分野において、その経験と知見を大学経営に活用しています。また、クロスアポイントメント制度を活用することにより、社会連携等の分野を中心に15人程度の教員、研究員を産業界から受け入れています。</p> <p>外部人材の発掘及び登用に際しては、本法人が定め、公表している「ビジョン」と「戦略」に基づき、財務、法務、組織改革、地域連携等の分野において、本法人の経営層の厚みを確保すべく、持てる経験と知見を法人経営に活用することができる人材を求めることとし、その登用状況について公表しています。</p> <p>○事務系職員人事・人材育成ビジョン（求められる職員像） https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/ ○愛媛大学のVISION https://www.ehime-u.ac.jp/overview/vision/ ○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/officer/ ○国立大学法人愛媛大学教員等のクロスアポイントメントに関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/40163</p>
---	-------------	--

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会において多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、11人の学外委員を置いており、公表しています。</p> <p>学外委員選任に際しての方針として、自治体、企業、金融機関、マスコミ、医療界、同窓生など様々な分野から、県内外を問わず、「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」（国立大学法人愛媛大学基本規則第13条第2項第5号）を、定期的に見直しを行い選任しています。</p> <p>これにより、多様な関係者から本法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かせるようにしています。</p> <p>学外委員がその役割を十分に果たせるよう、会議開催日程は毎回、開催の半年程度前に照会の上、より多くの方が参加できる日時に設定しているほか、議題の設定に当たっては、国立大学法人法第20条第4項に定める重要事項の審議のみならず、教学に関連した報告事項も幅広く採り入れています。</p> <p>審議を活性化させるため、会議資料には可能な限り概要版を付し内容が分かりやすくするよう努めているほか、開催前には当該資料を郵送し、事前に内容を把握いただけるように努め、活発な意見交換と会議の効率化に資するよう工夫し、いただいた意見を本法人の運営に生かすことができるよう努めています。</p> <p>さらに、審議は、原則として公開することを申し合わせており、参集会議ではほとんどの議題において報道機関にも公開の上、会議を進行しています。</p> <p>これらにより、学外委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫をしています。</p> <p>○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 (第13条(経営協議会)の条項をご覧ください。)</p> <p>○経営協議会 (構成員、議事要旨など) https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72823/</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた学長に必要とされる資質・能力に関する基準である「学長選考基準」を定めており、愛媛大学憲章のもと、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であること」を含む5つの資質・能力を有している者であることを求めています。</p> <p>学長選考基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向調査投票の結果のみで判断するのではなく、自らの権限と責任において、推薦書、経歴書、所見、演説会、面接及び意向調査投票の結果等を総合的に判断し、慎重かつ必要な議論を尽くした上で、適正に選考を行っています。令和2年度に実施した選考では、候補適任者から提出された各種書面を踏まえて、各委員が候補適任者の強みや特色を挙げ、これに演説会の内容を加味して学長選考会議において候補適任者の「強み・特色」として取りまとめた上で、面接を実施したほか、最終的な選考理由検討の場面でも、当該「強み・特色」を活用しており、主体的選考を行っています。</p> <p>「学長選考基準」は、国立大学法人愛媛大学学長選考規程第6条第1項の規定に基づき、また、学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由は、同第8条第2項の規定に基づき、本学ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>このほか、本学では、学長候補者決定後、学長選考会議議長及び学長候補者による記者会見を行っており、令和2年度選考においても、決定後直ちに実施し、選考結果、選考過程、選考理由等について説明しています。</p>

		<p>○国立大学法人愛媛大学学長選考規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/31695 (このURL掲載規程の第6条第1項(学長選考基準の公表について規定。)及び第8条第2項(学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由の公表について規定。)をご覧ください。)</p> <p>○学長選考基準 (学長に求められる資質・能力、学長選考の手続き・方法など) https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/7314b20b6afaa4e7cd235bdef001bb50.pdf</p> <p>○選考結果、選考過程及び選考理由 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/09/kouhoshakettei2.pdf</p> <p>○プレスリリース「愛媛大学学長候補者の決定及び記者会見について」 https://www.ehime-u.ac.jp/data_relese/data_relese-133693/</p>
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>近年では平成28年度に学長の任期及び再任に関する審議を行っており、本法人の現状やこれまでの経緯、全国の国立大学法人の状況を調査した結果などを基に検討した結果、学長の任期は3年とし、最長在任期間は6年とすることを決定し、規定化して公表しています。</p> <p>令和元年度にも、任期について意見交換を行っています。</p> <p>令和3年度には、学長が中途退任した場合の後任者の任期の在り方について意見交換を行っています。</p> <p>これらのように、適時、本法人のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮することができる適切な任期について検討を行っています。</p> <p>○学長の任期及び再任に関する規定「国立大学法人愛媛大学学長選考規程」 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/31591 (このURL掲載規程の第3条「(学長の任期)」をご覧ください。)</p> <p>○学長選考会議議事要録(令和元年度第1回) https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/38136 (このURL掲載議事要録の「(その他) 1 学長の任期について(意見交換)」をご覧ください。)</p> <p>※ 学長選考会議議事要録(令和3年度第1回:学長が中途退任した場合の後任者の任期の在り方について意見交換)は、次回学長選考会議で議事要録が承認され次第、公表します。</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長の解任を申し出るための手続について整備しており、公表しています。具体的には、国立大学法人愛媛大学学長選考規程第12条から第15条において、「学長の解任」、「解任の審査」、「解任の決定」及び「解任の公表」について規定するとともに、国立大学法人愛媛大学学長選考実施細目第19から第27において、各種必要様式も規定しており、いずれも公表しています。</p> <p>○国立大学法人愛媛大学学長選考規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/31695 (このURL掲載規程の第12条から第15条までをご覧ください。)</p> <p>○国立大学法人愛媛大学学長選考実施細目 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/31696 (このURL掲載規程の第19から第27まで及びその対応様式をご覧ください。)</p>

<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人愛媛大学学長選考規程第11条において、業績評価について、任期2年目の末日までに実施することを定めています。現学長は、今年度が就任年度であることから、評価実施は令和4年度になります。また、業績評価の結果は、学長に通知するとともに、公式ウェブサイトで公表することとしています。前学長には、前述の規定に基づき、令和元年度に評価を実施し、本人に通知するとともにその任期中（令和3年3月31日まで）、結果を公式ウェブサイトで公表しておりました。なお、業績評価に当たっては、学長選考会議から学長に対し、今後の法人経営に向けた助言等を要する否かについても併せて検討しております。令和元年度実施の前学長の評価に当たっては、助言及び支援は不要である旨確認しています。</p> <p>○学長選考会議 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72820/ (このURL掲載の「学長の業績評価結果について」をご覧ください。) (現学長の評価結果は令和4年度中に掲載予定です。)</p> <p>○学長選考会議議事要録（令和元年度第3回） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34719 (このURL掲載の「審議事項1 学長の業績評価について」をご覧ください。)</p> <p>○国立大学法人愛媛大学学長選考規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/31695 (このURL掲載規程の第11条をご覧ください。)</p>
<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>◆本法人では、大学総括理事を置いていません。</p> <p>国立大学法人法（令和2年4月1日施行分）により、大学総括理事を置くことに関する権限が追加されたことを受け、国立大学法人愛媛大学学長選考会議規則に関係条項を追加し、大学総括理事配置に関し審議することができるようにしています。また、当該規則改正審議に当たり、本法人への大学総括理事設置検討は、当面の間、法人側から当会議に要請があったときに行う旨を決定しています。現時点においては、本法人に大学総括理事は置いていません。</p> <p>このため、「大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。」は、実施していません。</p> <p>○国立大学法人愛媛大学学長選考会議規則 (大学総括理事については第3条をご覧ください。) https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/38666</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>(基本原則4の第1段落部分への対応状況)</p> <p>社会との連携・協働のための情報の公表について、「愛媛大学の広報活動基本方針」に基づき、地域に立脚する大学として、教育・研究・社会貢献など多岐にわたる活動に関し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。</p> <p>分かりやすく効果的な公表を行い、本法人の透明性を確保するために、公表の手段・方法については、情報公表の目的・公表の対象により選択して行うこととしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア（YouTube・Facebook・Twitter・Instagram）、外部サイト、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版（令和2年度1万8千部）を作成。）等が挙げられます。</p> <p>加えて、地域ステークホルダーに、法人の活動の現況と財務情報を合わせて伝え、大学の取組の全体像と今後の展開について理解と支持を得るとともに、より一層の連携・協働を推進することを目的として大学情報誌「ドット・イー・レポート～愛媛大学の現状と未来～」を発行、公表しています。令和2年度は冊子版を10月に4800部作成し、学内教職員に配布して情報共有した上で、行政機関、産業界、同窓会、報道機関等のステークホルダー約70人に対話型により直接説明、約1100機関に郵送により情報提供したほか、約3000部を各部署による関係ステークホルダーへの広報活動に活用しました。令和3年度も積極的に広報活動を行っていきます。</p>

○愛媛大学公式ウェブサイト

<https://www.ehime-u.ac.jp/>

○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント）

<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/sns/>

○愛媛大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」

<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/>

○愛媛大学研究成果ストックサイト

<https://research.ehime-u.ac.jp/>

○大学情報誌「ドット・イー・レポート～愛媛大学の現状と未来～」

<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/>

○愛媛大学紹介映像

<https://www.ehime-u.ac.jp/overview/overview-105948/>

<基本原則4の第2段落部分について>

自らを律する内部統制の仕組みとして、国立大学法人愛媛大学業務方法書第2章（第3条～第26条）において、自らを律する内部統制の運用体制について規定し、公表しています。

意思決定が、定められた手続き、権限に基づき適切に行われるよう、コンプライアンスに関することを含め関係諸規則を整備・公表しています。

重要な意思決定に際しては、役員会審議の前に、学長の補佐体制の強化を図るため置かれている理事・機構長会議（役員、機構長及び病院長で構成）に適宜諮っています。

内部評価及び第三者評価に対応するため自己点検評価室を置くとともに、業務の計画と評価に関する情報を公表しており、諸活動の安全性、健全性を示しています。これらを通して、適正な法人経営を確保しています。

○国立大学法人愛媛大学業務方法書

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/gyoumuhouhouhouso.pdf>

○コンプライアンス関係規則（参考）

・国立大学法人愛媛大学コンプライアンス基本規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34034>

・国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34036>

・国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34037>

・国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程

https://www.cite.ehime-u.ac.jp/univ/security/pdf/nyou_kanri_kitei_26-2.pdf

・情報セキュリティ関連規程

https://www.cite.ehime-u.ac.jp/tetsuzuki/rules/security_kite/

・国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34038>

・国立大学法人愛媛大学における公益通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34039>

・国立大学法人愛媛大学における通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34040>

○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080>

○業務の計画と評価に関する情報

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/>

○研究費等の不正使用防止への取組み

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/fraud-prevention01/>

○各種通報窓口（各規則で規定）（参考）

「公益通報（本学教職員からの通報）、公益通報以外の通報（本学学生又は学外者からの通報）窓口」：総務部総務課

「研究不正、研究費不正使用通報窓口」：総務部総務課

「情報システム運用、情報セキュリティに係る相談窓口」：研究支援部情報システム課

「人権侵害に係る相談窓口」：総務部就業環境推進室

○規則集（参考）

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/>

<原則4-2について>

国立大学法人愛媛大学業務方法書第2章（第3条～26条）において、自らを律する内部統制の運用体制について公表しています。また、継続的な見直しを図るため、「内部統制システムに関する事務を統括する役職員を配置するとともに、適正な内部統制システムの維持に努めるものとする」旨を第4条に規定しています。

意思決定が、定められた手続き、権限に基づき適切に行われるよう、コンプライアンスに関すること、内部及び外部からの通報に関すること、懲戒手続き等を含め、関係諸規則を整備・公表しています。

学長の下に監査室を置き、学長による業務組織の内部統制を支援しています。

重要な意思決定に際しては、役員会審議の前に関係機構・部局等の会議体に諮るほか、学長の補佐体制の強化を図るため置かれている理事・機構長会議（役員、機構長及び病院長で構成）にも適宜諮っています。

内部評価及び第三者評価に対応するため自己点検評価室を置くとともに、業務の計画と評価に関する情報を公表しており、諸活動の安全性、健全性を示しています。

これらを通して、適正な法人経営を確保し、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働して行けるよう努めています。

○国立大学法人愛媛大学業務方法書

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/gyoumuhouhouhouso.pdf>

○コンプライアンス関係規則（参考）

・国立大学法人愛媛大学コンプライアンス基本規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34034>

・国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34036>

・国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34037>

・国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程

https://www.cite.ehime-u.ac.jp/univ/security/pdf/nyou_kanri_kitei_26-2.pdf

・情報セキュリティ関連規程

https://www.cite.ehime-u.ac.jp/tetsuzuki/rules/security_kite/

・国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34038>

・国立大学法人愛媛大学における公益通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34039>

		<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人愛媛大学における通報の取扱いに関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34040 ○国立大学法人愛媛大学職員の懲戒等に関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34078 ○国立大学法人愛媛大学内部監査規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34079 ○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080 ○自己点検評価室 https://jikoten.adm.ehime-u.ac.jp/ ○業務の計画と評価に関する情報 https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/ ○研究費等の不正使用防止への取組 https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/fraud-prevention01/ ○愛媛大学の研究活動上の不正行為防止への取組 https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/fraud-prevention02/ ○各種通報窓口（各規則で規定）（参考） 「公益通報（本学教職員からの通報）、公益通報以外の通報（本学学生又は学外者からの通報）窓口」：総務部総務課 「研究不正、研究費不正使用通報窓口」：総務部総務課 「情報システム運用、情報セキュリティに係る相談窓口」：研究支援部情報システム課 「人権侵害に係る相談窓口」：総務部就業環境推進室 ○規則集（参考） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/
<p>原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>国立大学法人法、独立行政法人通則法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の法律の定めに基づいた情報公開を行っています。</p> <p>国立大学法人法（独立行政法人通則法の規定を準用するものを含む。）に基づくものとして、学長選考の基準及び過程、中期目標及び中期計画、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果、年度計画、国立大学法人愛媛大学業務方法書、財務諸表、役員の報酬及び職員の給与の基準等を公開しています。</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づくものとして、組織に関する情報（国立大学法人愛媛大学基本規則、国立大学法人愛媛大学業務方法書、業務組織図、国立大学法人愛媛大学業務組織規程等）、業務に関する情報（実績報告書、事業報告書、年度計画、国立大学法人愛媛大会計規則等）、財務に関する情報（財務報告書、財務諸表等）、評価及び監査に関する情報（業務の実績に関する評価結果、監査報告書等）を公開しています。</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、法人文書及び保有個人情報の開示請求の手続きの流れや手数料について、公開しています。</p> <p>地域に立脚する大学としての多岐にわたる活動に関し、多種多様なステークホルダーに対し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。</p> <p>情報公表の目的・公表の対象により、その手段・方法を選択することによって、分かりやすく効果的な情報提供を行うこととしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア（YouTube・Facebook・Twitter・Instagram）、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版を作成）等が挙げられます。また、令和2年度には、主に受験生を対象とした「受験情報サイト」を新たに開設し、入試や大学生活に関する情報のほか、進路・就職に関する情報などを集約し、分かりやすく発信しています。</p> <p>加えて、地域ステークホルダーに、法人の活動の現況と財務情報を合わせて伝え、大学の取組の全体像と今後の展開について理解を得ることを目的として大学情報誌「ドット・イー・レポート～愛媛大学の現状と未来～」を発行（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版（令和2年度4千8百部）を作成。）しています。</p>

		<p>○大学情報誌「ドット・イーレポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/</p> <p>○大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/</p> <p>○愛媛大学紹介映像 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/overview-105948/</p> <p>○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/sns/</p> <p>○受験情報サイト https://juken.ehime-u.ac.jp/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>地域に立脚する大学としての多岐にわたる活動に関し、多種多様なステークホルダーに対し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。</p> <p>その手段・方法については、情報公表の目的・公表の対象により選択することによって、分かりやすく効果的な情報内容を提供することとしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」、シンポジウムの場の活用等が挙げられます。なお、海外に向けては、英語版の大学概要や研究成果ストックサイトを作成し情報発信に努めています。</p> <p>卒業生等には、本学校友会総会の機会における副学長（校友会担当）からの近況等紹介をはじめ、校友会ウェブサイト、メールマガジン、校友会会報、大学概要、大学情報誌「ドット・イー・レポート～愛媛大学の現状と未来～」等への掲載、配布を通じて、本学のビジョン、近況、財務情報等について情報発信しています。</p> <p>平成31年1月から、学術研究の成果・実績を海外に向けて広く周知するため、外部のプラットフォーム（アメリカのEurekAlert!、ヨーロッパのAlphaGalileo、アジアのasia Research News）と契約し、先端学術研究成果の情報発信を行っています。また、教員の教育研究活動等の業績については、「教育研究者要覧」で広く公表し、当該業績データは、科学技術振興機構（JST）が管理している「researchmap」の掲載情報を反映させているため、researchmapの登録データを最新の状態を保つよう努めています。</p> <p>○愛媛大学公式ウェブサイト https://www.ehime-u.ac.jp/</p> <p>○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/sns/</p> <p>○愛媛大学広報誌「ドット・イー・フォリオ」 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/public-relations/publicity/</p> <p>○愛媛大学研究成果ストックサイト https://research.ehime-u.ac.jp/</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>教育の質保証に資するため、3つのポリシー「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）」を策定し、公表しています。</p> <p>また、平成24年度に「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」を策定（平成30年一部文言修正）し、「5つの能力と12の具体的な力」を明示しており、公表しています。本学では、アクティブ・ラーニング、フィールドワークやインターンシップの推進、準正課教育の充実、学修ポートフォリオの活用など、学生の自主的学びをサポートする教育に力を注いでいます。</p> <p>新入生アンケートや卒業予定者アンケート等を通じて、学生自身の学びの自己評価や満足度を把握し、卒後の進路状況などの情報とともに公表しています。学生の自己評価による「愛大学生コンピテンシー」の習得率は、4年連続で90%を超え、本学学生を採用いただいた企業担当者による「愛大学生コンピテンシー」習得に関する評価は、平成27年度85%から令和2年度92%に向上しています。</p> <p>「愛大学生コンピテンシー」策定後のフォローアップとして、学生へのアンケートを経年分析した過程において、学生が愛大学生コンピテンシーを正しく理解していないと考えられる表現が明らかになったことから、平成30年に一部表現を修正し、改善を行っています。</p> <p>○教育情報の公表 （愛媛大学憲章、愛大学生コンピテンシー、学部・大学院の教育理念と教育目的（3つのポリシー）、卒業後の進路状況など） https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/publication01/index/</p> <p>○教育企画室：教学IR （データから考える愛大授業改善ポスター、IR Newsなど） https://web.opar.ehime-u.ac.jp/about/ir/</p>
--	-------------	--

<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>	<p>更新あり</p>	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条第2項関係）</p> <p><u>一 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報</u></p> <p>イ 当該独立行政法人等の目的、業務の概要及び国の施策との関係</p> <p>○国立大学法人愛媛大学基本規則（目的、業務概要について記載） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33045</p> <p>○国立大学法人愛媛大学業務方法書（業務概要について記載） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/gyoumuhouhouhouso.pdf</p> <p>○中期目標・中期計画（国の施策との関係について記載） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/mid_term3/</p> <p>ロ 当該独立行政法人等の組織の概要（当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）</p> <p>○愛媛大学の歴史 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/history/</p> <p>○業務組織図 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/organize/</p> <p>○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33047</p> <p>○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/officer/</p> <p>○役員及び教職員数 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/41575</p> <p>ハ 当該独立行政法人等の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準</p> <p>○国立大学法人愛媛大学役員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33050</p> <p>○国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33051</p> <p>○国立大学法人愛媛大学職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33048</p> <p>○国立大学法人愛媛大学職員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33049</p> <p>○国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/39723</p> <p>○国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/39724</p> <p>○国立大学法人愛媛大学職員退職手当規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33883</p> <p>○国立大学法人愛媛大学特定職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33899</p> <p>○国立大学法人愛媛大学年俸制適用職員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33900</p> <p>○国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33902</p> <p>○国立大学法人愛媛大学短期契約職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33903</p> <p>○国立大学法人愛媛大学有期契約職員等給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33904</p> <p>○役員の報酬等および職員の給与の水準の公表 https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/disclosure-2042/</p>
--------------------------------	-------------	--

二 独立行政法人等の業務に関する次に掲げる情報

イ 当該独立行政法人等の事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容

○業務実績報告書（令和2年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/R2houkokusyo_70.pdf

○事業報告書（令和2年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_3.pdf

○決算報告書（令和2年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/zaimu_R2_4.pdf

ロ 当該独立行政法人等の事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画

○第3期中期目標

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/cyukimokuhyou3.pdf>

○第3期中期計画

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/cyukikeikaku3-2.pdf>

○年度計画（令和3年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/R3_nendokeikaku.pdf

ハ 当該独立行政法人等の契約の方法に関する定め

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/regulations/>

※上記ページのうち、「会計規則」及び「政府調達事務取扱規程」の項をご覧ください。

ニ 当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条に基づく手数料

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/system/>

※上記ページのうち、「情報公開手続きの流れ」の項、「国立大学法人愛媛大学情報公開取扱規程」の第7条「開示請求手数料」及び別紙「開示実施手数料一覧」をご覧ください。

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第26条に基づく手数料

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/privacy-policy/>

※上記ページのうち、「個人情報開示等の手続きの流れ」の項及び、「国立大学法人愛媛大学保有個人情報開示等に関する取扱規程」の第8条「開示請求手数料」をご覧ください。

○国立大学法人法第22条第3項に基づく授業料その他の費用

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/14842>

※上記規程の別表1をご覧ください。「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に基づき授業料、入学金及び検定料を設定。

三 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容

○財務に関する情報

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/affairs/>

四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績に係る評価の結果に関する情報（（1）～（3）及び（5）は本法人には非該当。）

（4） 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの並びに同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

○当該事業年度における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの（平成31（令和元）年度に係る業務の実績に関する評価結果）

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/H31hyokakekka.pdf>

（参考：令和2年度評価結果は11月頃の公表予定）

○第二号に規定する「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」（第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関する評価結果）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/3cyuki_hyoka1-2.pdf

○第三号に規定する「中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの」（第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/02/2cyuki_hyoka1.pdf

ロ 当該独立行政法人等に係る行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第一項並びに第十二条第一項及び第二項の規定に基づくそれぞれの直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

※直近の政策評価の結果には該当する記載無し

ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十二号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分

○令和2年度に勧告等を行った行政評価局調査；行政評価・監視結果；令和2年9月11日 産学官連携による地域活性化に関する実態調査＜結果に基づく通知＞

https://www.soumu.go.jp/main_content/000706404.pdf

※本学社会連携推進機構南予水産研究センターにおける「スマ養殖」の取組が、事例として取り上げられています。

ニ 監事又は監査役の直近の意見

○令和2事業年度監査報告書

<https://audit.adm.ehime-u.ac.jp/pdf/R2zaimushohyo.pdf>

ホ 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果

○令和2年度独立監査人の監査報告書

<https://audit.adm.ehime-u.ac.jp/pdf/R2kaikeikansanin.pdf>

ヘ 当該独立行政法人等に係る会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分

※直近の検査報告には該当する記載無し

五 法第二十二條第一項第三号に規定する法人の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係、当該独立行政法人等との重要な取引の概要並びにその役員であつて当該独立行政法人等の役員を兼ねている者の氏名及び役職

※非該当

		<p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報</p> <p><u>第七条の二の二 特定機能病院の開設者は、法第十条の二第一項に規定する管理者の選任に当たり、管理者の資質及び能力に関する基準として次に掲げる事項をあらかじめ定め、公表しなければならない。</u></p> <p>一 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力</p> <p>○医学部附属病院長選考基準 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/20201014_hospital_standard.pdf</p> <p>二 組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力</p> <p>○医学部附属病院長選考基準 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/20201014_hospital_standard.pdf</p> <p><u>第七条の三 法第十条の二第二項に規定する合議体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</u></p> <p>一 理事会その他の当該病院の意思決定を行う組織（以下「理事会等」という。）で委員を選定し、委員名簿及び委員の選定理由を公表すること。</p> <p>○役員会における委員の選定（役員会議事要録） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/41303 ※審議事項「（1）国立大学法人愛媛大学医学部附属病院長候補者選考会議委員の選定について」をご覧ください。</p> <p>○委員名簿及び委員の選定理由（附属病院長候補者選考会議委員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2021hospital-meibo.pdf</p> <p>二 委員の数は五人以上とし、委員のうち複数の者は、当該病院と特別の関係がある者（次項各号に掲げる条件を満たす者をいう。）以外から選任すること。</p> <p>○委員の選任状況（附属病院長候補者選考会議委員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2021hospital-meibo.pdf</p> <p>三 管理者の選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表すること。</p> <p>○選考結果、選考過程及び選考理由（附属病院長の決定について） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/20210129-hospital-kettei.pdf</p>
--	--	---

		<p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報</p> <p>第十五条の四 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。</p> <p>○附属病院における医療安全管理について https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/disclosure-51247/</p> <p>○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33885</p> <p>イ 委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任すること。</p> <p>○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会委員名簿 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/member.pdf</p> <p>ロ イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。</p> <p>(1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者</p> <p>(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(1)に掲げる者を除く。)</p> <p>○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会委員名簿 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/member.pdf</p> <p>ハ 年に二回以上開催すること。</p> <p>○附属病院における医療安全管理について(「監査記録」欄をご覧ください。) https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/disclosure-51247/</p> <p>ニ 次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>(1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理については是正措置を講ずるよう意見を表明すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すること。</p> <p>○附属病院における医療安全管理について(「監査記録」欄をご覧ください。) https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/open/disclosure-51247/</p>
--	--	---